

太陽と緑豊かな住みたくなる町

広報

よしとみ

YOSHI TOMI

4

2007.4.1

Apr

No.660

発行 / 吉富町役場
〒 871-8585 築上郡吉富町大字広津 22番地 1
TEL 0979)24-1122 FAX 0979)24-3219

第4回 キッズフェスティバルin吉富



手話コーラスの発表



ポークカレーの無料配布



講演会の講師：山田伸子さんとお母さん



バランスボール教室

町の動き

平成19年3月1日現在

| | |
|------|-------------|
| 町の人口 | 7,366人前月比+8 |
| 男 | 3,506人前月比+7 |
| 女 | 3,860人前月比+1 |
| 世帯数 | 2,828戸前月比±0 |

2月24日・25日の2日間、吉富フォーユー会館・吉富町体育館で吉富キッズクラブの1年間の活動成果を発表する「第4回キッズフェスティバル in吉富」が開催されました。

24日は、体験教室やスポーツなどのアトラクションが行われ、25日にはフォーユー会館大ホールで、色々なステージ発表が行われました。また25日は、オリンピックに出場した山田伸子さんの特別講演もあり、例年以上の盛り上がりを見せた2日間でした。

主な内容

- 平成19年統一地方選挙のお知らせ..... 2
- 「吉富町国民保護計画」を策定しました..... 9~ 11
- 吉富町職員の給与・定員管理の状況を公表します... 12~ 20

《投票日時》

県知事・県議会議員選挙

4月8日(日) 午前7時から午後8時まで

町長・町議会議員選挙

4月22日(日) 午前7時から午後8時まで

《告示日》

県知事選挙 3月22日(木)

県議員選挙 3月30日(金)

町長・町議員選挙 4月17日(火)

《選挙時登録基準日》

県知事選挙 3月21日(水)

県議員選挙 3月29日(木)

町長・町議員選挙 4月16日(月)

《吉富町での選挙権について》

(1)年齢要件

県知事・県議員選挙

昭和62年4月9日までに生まれた人

町長・町議員選挙

昭和62年4月23日までに生まれた人

(2)転入者の住所要件(選挙人名簿選挙時登録)

下記の日までに転入の届け(住民票作成)をして、投票日当日まで引き続き住所を有する人

県知事・県議員選挙

平成18年12月29日

町長・町議員選挙

平成19年1月16日

(3)次の人には選挙権はありません。

県知事・県議員選挙

選挙人名簿に登録されている人でも、県外に転出した人

福岡県内に転出した場合でも2回以上異動した人(なお、1回だけ福岡県内の他の市町村に住所を移し、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、本町で投票することができます。この場合、新住所地の市町村長の『引き続き県内に住所を有する証明書』が必要になります。)

公民権停止の人

町長・町議員選挙

転出した人

公民権停止の人

《投票する場所》

吉富町第一投票区:吉富保育園

吉富町第二投票区:吉富あいあいセンター

投票所入場券に記載されている投票所を確認してください。

《投票所入場券をお忘れなく》

投票所入場券は県知事・県議員選挙及び町長・町議員選挙ごとに1人1枚郵送します。(県知事・県議員選挙については3月末に郵送しています。)届かなかったり、紛失したりした時は選挙管理委員会にご連絡ください。

平成19年統一地方 選挙のお知らせ

県知事・県議会議員選挙

4月8日

町長・町議会議員選挙

4月22日

《期日前投票・不在者投票について》

投票日当日に仕事等の予定がある人、投票区外へ旅行又は滞在予定のある人、病気やケガなどで歩行が困難な人などは、投票日前に期日前投票又は不在者投票ができます。

(1)期日前投票

各選挙での期間

県知事選挙 3月23日(金)~4月7日(土)

県議員選挙 3月31日(土)~4月7日(土)

町長・町議員選挙 4月18日(水)~4月21日(土)

時間

各選挙とも 午前8時30分から午後8時まで(土・日曜、祝祭日を含む)

投票所

各選挙とも 吉富フォーユー会館3F会議室2

(2)不在者投票

滞在先の市区町村選挙管理委員会又は入院中の指定病院等では、従来どおり不在者投票が行われます(投票できる期間は、期日前投票と同様です)。なお、投票時間や手続などについては選挙管理委員会へお尋ねください。

《本人確認にご協力ください》

本人確認のため、投票所では氏名、選挙人名簿番号等によって確認を行っています。ご協力をお願いします。

《吉富町長選挙及び町議会議員選挙の立候補届等に関する日程について》

立候補予定者説明会

4月2日(月) 午後1時10分~

吉富フォーユー会館2F研修室

立候補届出予備審査

4月11日(水) 午前10時~

吉富フォーユー会館2F研修室

立候補届出日

4月17日(火) 午前8時30分~午後5時まで

吉富フォーユー会館2F研修室

お問い合わせは、吉富町選挙管理委員会まで

(☎24-1122)

町長選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁

公職選挙法の一部改正(平成19年3月22日施行)により地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動のためのビラを頒布することができるようになりましたので、お知らせします。なお、吉富町では下記の取り扱いとなります。

記

1. 頒布できるビラの種類
吉富町選挙管理委員会に届け出た2種類以内
2. 頒布できるビラの枚数
吉富町長選挙において:候補者1人について5千枚
3. ビラの規格
長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル(A4判)以内
4. 証紙の貼付
当該ビラには、吉富町選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければ頒布することはできない。
5. 記載事項
ビラには、その表面に次の事項を記載しなければならない。
頒布責任者の氏名及び住所 印刷者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び所在地)
6. 記載内容
ビラの記載内容については、制限がないため、政見の宣伝や、直接投票依頼のためなどに使用することができるが、虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できない。
7. 頒布方法
新聞折込み 候補者の選挙事務所内における頒布 個人演説会の会場内における頒布
街頭演説の場所における頒布



なお、詳しい内容については選挙管理委員会までお問合せください。

吉富町選挙管理委員会 ☎24-1122

軽自動車税納期限のお知らせ

四月は軽自動車税の納期です。町税は、納期限内に納めましょう。納期限を過ぎますと、督促料や延滞金等が発生しますので、ご注意ください。

なお、町税は口座振替で納めることができます。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

固定資産税の縦覧制度のお知らせ

縦覧期間 平成19年4月2日(月)から平成19年5月31日(木)まで
(土、日曜日及び祝日を除く)

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所 吉富町役場 税務課

縦覧できる方 平成19年度固定資産税(土地及び家屋)の納税者です。また、納税者と同居の親族で納税者から委任があると認められる方、当該納税者の代理人として委任状等を持参した方も含まれます。

なお、土地の納税者は土地の縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿、両資産の納税者は土地、家屋両方の縦覧ができます。

お持ちいただくもの

本人であることを確認させていただきますので、運転免許証、健康保険証等をご持参ください。(納税通知書交付後は、納税通知書または課税明細をご持参ください。)

代理で縦覧する場合は委任状が必要です。

狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

平成 19年度の狂犬病予防注射と犬の登録を右記の日程で行います。

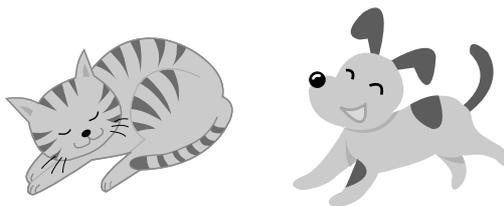
生後 9日以上の犬の飼い主は、生涯 1 度の登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射を受けさせることが、義務づけられています。

海外では、狂犬病が時折発生しており、いつ日本の犬に感染（輸入された犬等により）するとも限りません。必ず、狂犬病の予防注射を受けられますようお願いいたします。

なお、飼い主及び飼い犬の異動（登録・死亡・所在地の変更）があった場合は、30日以内に必ず役場まで届け出をしてください。

当日は、おつりの無いようお願いいたします。

役場住民課



場所及び時間

| 4月 19日(木) | |
|--|--------------|
| 直江児童公園 (但し、雨天時は直江公民館) | 10:00~ 10:35 |
| 土屋公民館 | 10:45~ 11:05 |
| 別府公民館 | 11:15~ 11:35 |
| 友愛会館 (幸子上公民館) | 13:10~ 13:40 |
| 町体育館前 | 13:50~ 14:20 |
| 佐井川清流公園 (界木公民館横) | 14:30~ 14:45 |
| 4月 20日(金) | |
| 和井田歩道橋の西側 | 10:00~ 10:30 |
| 山国川河川敷小犬丸 粗大ごみ置場前 | 10:40~ 11:15 |
| 吉富漁協前 | 11:25~ 11:55 |
| 料金 予防注射 3,050円 但し、新規登録の場合、登録料が3,000円 加算されます。 | |

犬や猫の飼い方のマナーを守りましょう。

ふんは必ず持ち帰りましょう。

犬の放し飼いはやめましょう。

野良犬・野良猫へのえさやりはやめましょう。

えさやりをする場合は、飼い主としてのマナーを守り責任をもって飼いましょう。

就学援助費補助金制度

就学援助費補助金制度は、小・

中学校に通学するお子さんたちが楽しく勉強できるように、学用品費や給食費などについて、経済的な理由でお困りの方に対し援助しようとするものです。

この援助をご希望の方は、各学校長または教育委員会に申し出てください。（新一年生については4月16日(月)まで、その他の学年については4月10日(日)まで）

援助を受けられる家庭

生活保護法による要保護家庭で、教育扶助を受けていない世帯

前年度以降に次のような扱いを受けた世帯で、援助を必要と認められるもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた

(イ) 町民税が非課税または免除された

(ウ) 国民年金の掛金または国民健康保険税について免除または徴収猶予を受けた

(エ) 児童扶養手当を受けている（注：児童手当ではありません）

(オ) PTA会費など学校納付金の減免を受けている人などで、生活が困窮と認められるもの

援助の内容

通学用品・学用品費、校外活動費、学校給食費など（小・中・全学年）

新入学生用図書費（小・中1年生）

修学旅行費（小6・中2年生）

決定の通知
申し出の結果は、学校を通じて保護者に連絡します。認定

認定は、年度ごとに学校長および民生委員の意見を聞いて行います。

問い合わせは、小・中学校もしくは吉富町教育委員会（☎22・1944）まで

ごみの出し方、収集等について

町清掃業務が皆様方のご協力により、円滑に行われていますことに厚くお礼申し上げます。

今月からごみの出し方を一部変更しています。出し方の方法については、「資源とごみの分別ガイドブック」で内容をご確認ください。

ごみの収集日は、お住まいの地区別にガイドブックのP12~ P 15の ごみ収集カレンダーで確認しましょう。

収集日は、お住まいの地区(A地区とB地区)により異なります。収集日はガイドブック内の12~ 15ページに記載されていますので、ごみを出す際は、収集日をよく確認してください。

また、粗大ごみの不燃と粗大ごみの混合の出す日を同じにし、名称を「不燃ごみ」に変更しています。

特に、不燃ごみやビン・ガラス・陶器・蛍光灯類は、今までと異なり、ごみとして出す時に必ず種類別に分別して出していただくこととなりますから、ガイドブックで出し方を十分確認してから出してください。

ごみ出しのルールとマナーを守りましょう。

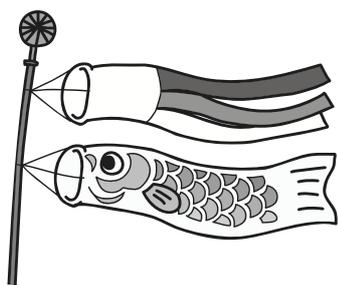
ごみ出しのルールとマナーが守られていないため、通常のごみ収集に支障をきたし困っています。

一人ひとりの心がけがとても大切です。「自分だけが良ければ」、「これぐらいなら」、「どうせ収集するから」という身勝手なごみの出し方は絶対にやめ、ルールとマナーを守りましょう。

ごみ出しのルールが守られていないごみは収集しません。これらのごみを出した方は、直ちに家に持ち帰り、収集日や分別方法を確認のうえ、正しく出し直してください。

ごみ出しのルールは、円滑なごみ収集と処理、そして少しでも多くのごみのリサイクル推進のため必要なものですから、必ず守ってください。

- (1) 収集日でないごみや収集しないごみは絶対に出さないようにしましょう。
- (2) ごみは収集日に朝8時30分までに出示しましょう。
- (3) 収集しないごみや分別を守らないで出してしまった場合は、速やかに家に持ち帰り、正しい収集日に正しく分別して出示しましょう。
- (4) ごみは、自分が住んでいる各地区で決められたごみステーションにのみ出示しましょう。(他の地区へのごみ出しは絶対にしないでください。)
- (5) 乾電池は、必ず、外して乾電池の収集日に出示しましょう。(ストーブやガスコンロに乾電池が付属していると収集時に火災発生の原因となり危険です。)
- (6) 洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・各種パソコンは、収集しません。必ずリサイクルしてください。リサイクルの方法は、洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫は、家電販売店へ、また各種パソコンは、お手持ちのパソコンメーカーのホームページでそれぞれご確認ください。
(パソコンのメーカー外品のリサイクル方法は、<http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>まで)
- (7) 電気製品のコードは必ず切断し、分別して出示しましょう。
- (8) ペットボトルのフタは必ず外し、プラスチック製容器包装の日に出示しましょう。
- (9) リサイクル推進のため、ごみは、ガイドブックに記載されているとおり分別して出示しましょう。



鯉のぼりは電線に ふれないところで！

もし、鯉のぼりが電線にかかったときは、最寄りの九州電力にご連絡ください

《問い合わせ先》

九州電力株式会社 行橋営業所 ☎ 0120-986-103

さわやかなくらしをあなたに 下水道だより

新年度を迎えまして、また新たな工事がスタートします。そこで今回は、これから発注

たな工事がスタートします。

が予定されている下水道工事についてのお知らせです。その箇所を地図に記載しまし

そこで今回は、これから発注

たので、ご覧下さい。
現在のところ、六箇所（ ）
（ ）での工事を実施する計画で事務的な手続きを進めております。それでは、各工事の内容を簡単に説明いたします。

《 ①の工事 》

この工事は、広津上及び下区

において、一号汚水幹線管渠等の布設をおこなうもので、まず深い位置に推進工法で、次に各家庭からの汚水を取り込むため比較的浅い位置に開削工法で、下水管渠を布設するものです。

《 ②の工事 》

この工事は、界木及び直江区において、二号汚水幹線管渠の

布設を開削工法と推進工法でおこなうものです。

《 ③の工事 》

この工事は、界木区において面整備管渠の布設を開削工法でおこなうものです。

《 ④の工事 》

この工事は、小犬丸上及び下区において、面整備管渠の布設を開削工法でおこなうものです。

《 ⑤の工事 》

この工事は、小犬丸下区において、面整備管渠の布設を開削工法でおこなうものです。

この工事では県道部分に限っては片側交互通行が可能ですが、のいずれの工事も道路の幅員が狭い箇所での施工となるため、作業時間帯は原則として四輪車両通行止めとなります。

また下水道の工事にもない上水道配水管の仮設や布設替えの工事もおこないますので現場付近を通行される方々や特に工事区間内にご迷惑をおかけしますが、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



平成19年度下水道工事箇所



学生の皆さん、 学生納付特例制度 をご存知ですか

万一のリスクに備え
学生の方は申請を

日本国内に住むすべての人は、二〇歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であつて保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから一〇年間のうちに保険料を納付（追納）することができます。仕組みになっています（承認を受けた年度から起算して三年度目

以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算料が加わり（ます）。

ほとんどの学生が 納付特例の対象に

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修

学校などのほか、各種学校（一年以上の就学課程に限る）に在学する二〇歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれるので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請は、住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください。申請の際には基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）

と学生証（または在学証明書）が必要となります。

なお、前年の所得が一定額以上の場合、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があります。申請は毎年必要です。

申請書の入手方法などのご照会、お住まいの市区役所・町村役場または社会保険事務所へお問い合わせください。

指定給水装置工事事業者追加指定のお知らせ

「吉富町指定給水装置工事事業者」の追加指定がありましたのでお知らせします。

| 事業所の名称 | 事業所の所在地・電話番号 | 指定年月日 |
|--------|---------------------------------------|-----------|
| ヤツシゲ住設 | 豊前市大字久路土 780- 1 TEL 0979- 82- 3165 | H 19.2.16 |

なお、この指定は随時に行っています。追加指定業者等のお問い合わせは、上下水道課上水道係（☎24 - 4074）まで。

下水道排水設備指定工事店追加指定のお知らせ

「吉富町下水道排水設備指定工事店」の追加指定がありましたのでお知らせします。

| 指定店の名称 | 営業所の所在地・電話番号 | 指定年月日 |
|---------|---|-----------|
| ヤツシゲ住設 | 豊前市大字久路土 780- 1 TEL 0979- 82- 3165 | H19 .2.20 |
| 新興産業 | 築上郡上毛町大字宇野 705- 3 TEL 0979- 84- 7588 | H19 .2.20 |
| (株)ムクノ | 豊前市大字八屋 2533- 2 TEL 0979- 83- 2002 | H19. 2.20 |
| (有)ダイワ工 | 行橋市大字金屋 419- 10 TEL 0930- 25- 1885 | H19. 2.20 |

コンポスト等生ごみ処理容器購入者に 補助金を交付しています！

ごみの減量化を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、コンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助しています。購入された方は補助金の交付申請を役場住民課でしてください。

1 補助の対象者

町内に住所を有する方で事業所は除きます。

2 補助の対象品

エコマーク認定商品として、台所から出る食物のくず等の有機物質ごみをバクテリア分解により処理し、堆肥化する容器等



3 補助金の額

購入金額の2分の1とし、下表に定める範囲内とします。

| 区 分 | 補助金額(上限) | 補 助 数 |
|-------------|----------|---------|
| 生ごみ処理容器(手動) | 3,000円 | 1世帯2台まで |
| 生ごみ処理容器(電動) | 15,000円 | 1世帯1台 |

4 必要書類等

- (1) コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金交付申請書住民課窓口に有り。)
- (2) コンポスト等設置費の領収書または支払いを証明する書類
- (3) 振込先の金融機関名、支店名、口座番号郵便局は除きます。)

平成 19年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付について

生活環境の快適性を高め、環境衛生の向上を図るための事業の一環として、今まで処理されないで流されていた生活雑排水(台所、風呂、洗濯等の排水)をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。

対象地域 公共下水道計画区域を除く地域

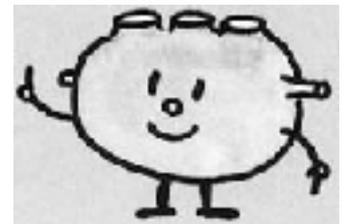
対象となる浄化槽

浄化槽法の構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するとともに、浄化槽整備事業における国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽

補助対象者 居住の目的で建てた専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方
(販売の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する方は対象となりません。)

補助金額

| 人槽区分 | 補助の限度額 |
|------|----------|
| 5人槽 | 342,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 |
| 10人槽 | 537,000円 |



申し込み期間

平成19年4月2日(月)から4月25日(水)まで
合併処理浄化槽の補助対象設置予定基数には、限りがあります。
予定基数(7基)を上回る応募があった場合は抽選とします。

申込用紙は、役場住民課に用意しています。

(詳しくは、役場住民課環境衛生係までお問い合わせ下さい。 ☎ 24 - 1124)

浄化槽をお持ちの皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きで汚水を処理しており、適正な管理により浄化槽の機能が維持されます。法定検査は必ず受け、保守点検や清掃は、専門業者と契約を結び、維持・管理に努めましょう。

「吉富町国民保護計画」を策定しました

吉富町では、平成 19年 2月に「吉富町国民保護計画」を策定しました。この計画は、我が国で武力攻撃や大規模テロが発生した場合に、住民のみなさんの安全を確保するための措置を定めたもので、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、全市町村に作成が義務付けられています。

本町では、これまで町内外の関係機関の代表者等により構成された「吉富町国民保護協議会」において計画の内容を検討し、本町の特徴を踏まえた計画を作成いたしました。

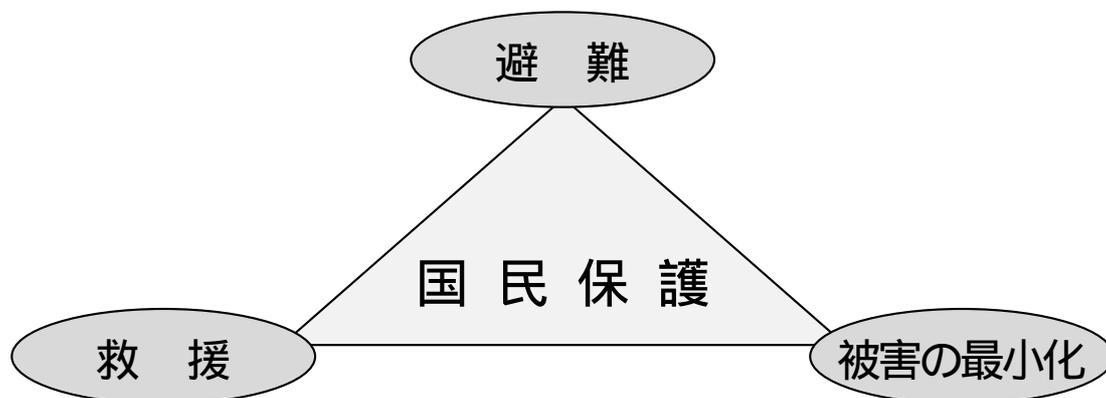
計画はおよそ 150ページに及び非常に分量が多いため、ここでは計画の概要をお知らせします。計画書は「吉富フォーユー会館図書室」でご覧いただけます。また、本町公式ホームページ（<http://www.town.yoshitomi.lg.jp/>）においても計画書全文のデータなどを掲載していますので、そちらもご利用ください。

「吉富町国民保護計画」の概要

「国民保護」とは

国民保護とは、我が国に対する武力攻撃や大規模テロが行われた際に国民の生命、身体及び財産を保護し、その影響が最小となるようにするための仕組みのことをいいます。

国民保護の措置としては、「避難」「救援」「被害の最小化」の3つが大きな柱となります。



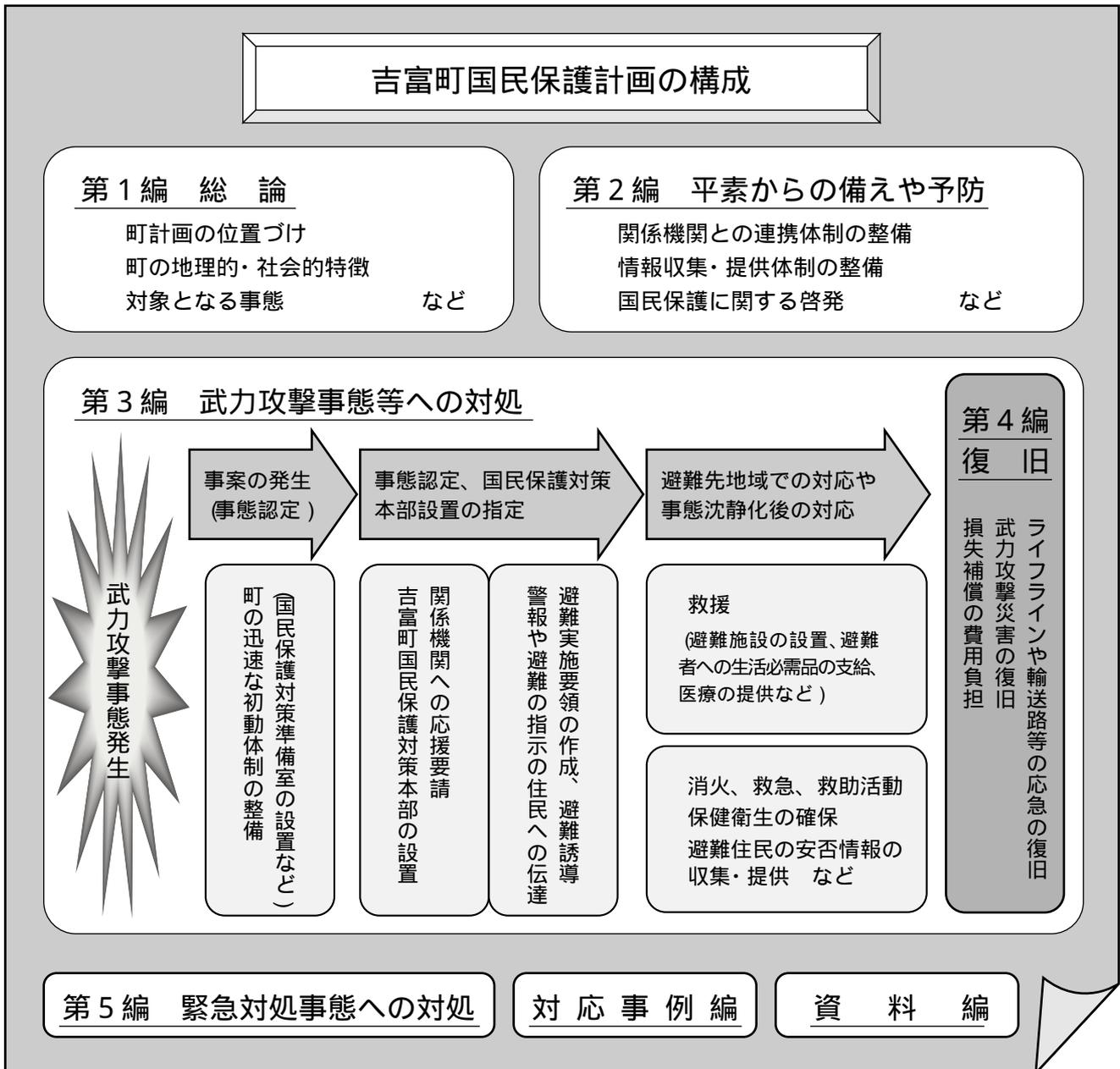
「避難」とは文字通り住民のみなさんを安全な場所に避難させること、「救援」とは避難住民に対する避難場所の提供や医療の提供などの支援を行うこと、「被害の最小化」とは、武力攻撃等に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を実施することを言います。

万が一、武力攻撃や大規模テロ等の事態が発生し、その影響する区域に町が入った場合には、国や県、町などの関係機関が連携・協力して、住民のみなさんの安全を守るために必要な措置を的確かつ迅速に実施する必要があります。

そこで、実施すべき措置の内容についてあらかじめ明確にし、いざというときに町として迅速に対応するために作成されたものが「吉富町国民保護計画」です。

吉富町国民保護計画の構成

吉富町国民保護計画は、下の図のように、第 1 編から第 5 編までの本編と、計画の記述を具体的な事例に当てはめた対応事例編、関係機関の連絡先などを記載した資料編で構成されています。



本編では、第 1 編の総論で計画全体に関する基本的事項を、第 2 編で関係機関との平素からの連携や通信体制の整備など、いざという時のために日ごろから備えておくべき内容について記載しています。第 3 編はこの計画の中心となる部分で、実際に武力攻撃事態等が発生した際に、町や関係機関が実施する国民の保護のための措置の内容について具体的に記述しています。第 4 編では事態が沈静化した後の復旧について、第 5 編では緊急対処事態(いわゆるテロ行為)について、ミサイル攻撃などの武力攻撃に準じて対処することを記載しています。

それでは、計画書の内容を基に、次のページで実際の措置の流れを見ていきます。

弾道ミサイルが発射されたと仮定した場合の措置の流れ

(あくまでこのような事態を起こったと仮定した場合の一例であり、実際にこのような事態が起こることが予想されているわけではありません。)

警報の発令

ミサイルの着弾が予想される区域には国から警報が発令されます。町がその区域に入った場合は、まず防災行政無線のサイレンを鳴らして注意を呼びかけ、消防団、広報車、テレビなどを通じてみなさんに警報の内容をお伝えします。

避難の指示

ミサイル攻撃では、速やかに住民のみなさんが屋内に避難する必要があるため、まず近隣のコンクリート造りなどの頑丈な建物に避難するよう呼びかけます。

着弾後、安全な地域への避難が必要な場合には「避難実施要領」を作成し、避難の方法をお伝えします。避難にあたっては、自治会や学校などのまとまった単位で、避難誘導を行う町職員や消防団員の指示に従って避難をしていただくことになります。

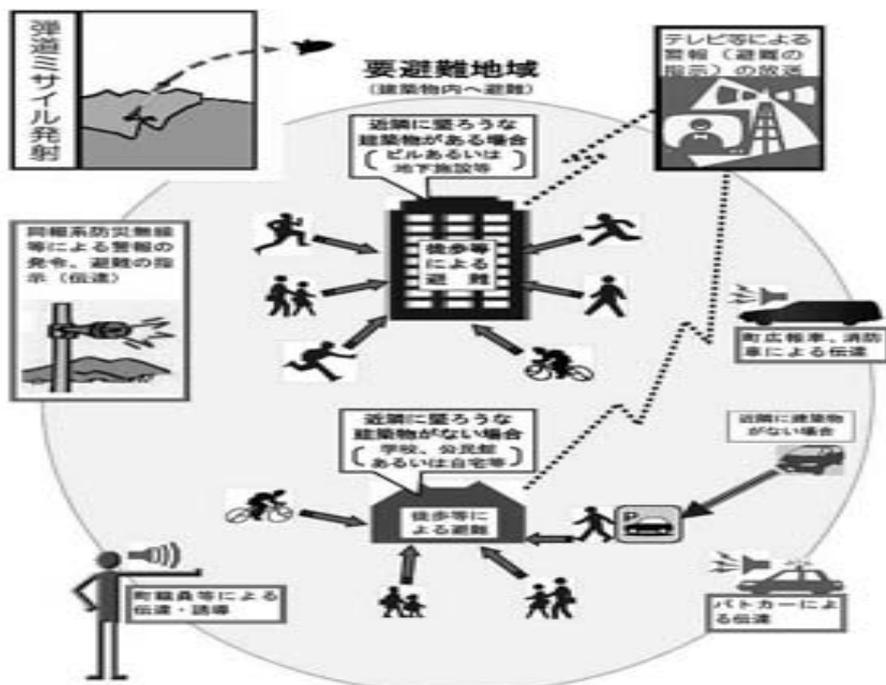
救 援

避難場所に避難された住民のみなさんの生活を救援するため、県を中心に町や日本赤十字社が連携して措置を実施します。

主な救援の措置として避難場所や食品、医療品の提供を行ったり、行方不明者などの安否情報の収集・提供を行います。

被害の最小化

ミサイル攻撃による被害をできる限り小さくするため、着弾地点の周辺への立ち入り禁止区域の設定、消火、救急救助などの措置を行います。



この計画は、このような万が一の事態を想定していますが、地震や台風などの災害においても、日ごろからの備えは重要です。緊急時の避難に備え、携帯用飲料水や非常用食品、懐中電灯、携帯ラジオなどの非常持ち出し品をご家庭で準備しましょう。

吉富町職員の給与 定員管理の状況を公表します

地方公務員の給与は、国及び他の地方公共団体の給与を考慮し、条例で定められることとなっております。本町の職員等の給与は、議会における給与条例、予算審議等を通じて公にしています。住民の皆様になお一層のご理解をお願いいたします。職員の給与・定員管理の状況について次のとおり公表します。

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (17年度末) | 歳出額 (A) | 実質収支 | 人件費 (B) | 人件費率 (参考) (B/A) | 16年度の人件費率 |
|------|---------------------|-----------------|---------------|--------------|--------------------|-----------|
| 17年度 | 人 7,343 | 円 2億5,175万7千 | 円 7,602万5千 | 円 億450万3千 | % 22.8 | % 21.0 |

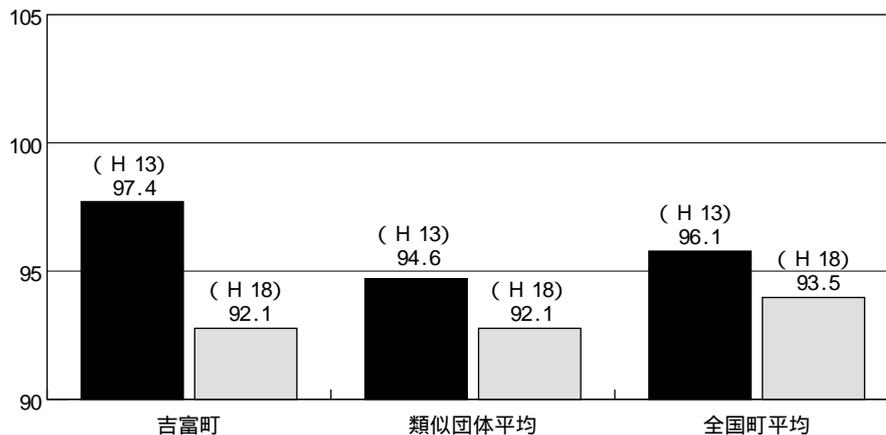
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 (A) | 給与費 | | | | 一人当たりの 給与費(B/A) | (参考) 町村類似団体 一人当たり給与費 |
|------|------------|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|-------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | | |
| 17年度 | 人 67 | 円 億4,615万5千 | 円 2,607万8千 | 円 9,963万7千 | 円 3億7,183万 | 円 555万 | 円 575万2千 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、17年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|------|-----------|------------|-----------|-------------|--------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A-B | 勧告 (改定率) | | |
| 18年度 | 円 - | 円 - | 円 (%) | % - | % - | % - |

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間 支給月数 |
|------|------------------|-------------------|-----------|--------------|--------|----------------------|
| | 民間の支給 割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較差 A-B | 勧告 (改定月数) | | |
| 18年度 | 月 - | 月 - | 月 (%) | 月 - | 月 - | 月 - |

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

本町は人事委員会は設置していない。また、平成18年度は給与改定はありませんでした。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|------|--------|----------|----------|------------------|
| 吉富町 | 41.2 歳 | 317,480円 | 353,728円 | 340,637円 |
| 福岡県 | 43.1 歳 | 353,471円 | 435,596円 | 388,675円 |
| 国 | 40.4 歳 | 328,477円 | - | 381,212円 |
| 類似団体 | 42.5 歳 | 323,473円 | 361,135円 | 349,936円 |

技能労務職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|---------|--------|----------|----------|------------------|
| 吉富町 | 34.9 歳 | 228,900円 | 231,750円 | 231,750円 |
| うち給食調理員 | 31.0 歳 | 214,720円 | 214,720円 | 214,720円 |
| 福岡県 | 49.4 歳 | 348,852円 | 399,208円 | 377,828円 |
| 国 | 48.4 歳 | 286,500円 | - | 318,595円 |
| 類似団体 | 48.6 歳 | 265,735円 | 281,407円 | 276,266円 |

教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------|--------|----------|----------|
| 吉富町 | 36.9 歳 | 280,833円 | 280,833円 |
| 福岡県 | 44.5 歳 | 400,185円 | 456,406円 |
| 類似団体 | 42.4 歳 | 316,778円 | 331,127円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | | 吉富町 | 福岡県 | 国 |
|-------|-------|----------|-----------------------|----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 170,200円 | 173,264円 (176,800) | 170,200円 |
| | 高 校 卒 | 142,800円 | 139,944円 (142,800) | 138,400円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 140,300円 | - 円 | - 円 |
| | 中 学 卒 | - 円 | - 円 | - 円 |

福岡県の()内の数値は減額前の数値である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数 10年 | 経験年数 15年 | 経験年数 20年 |
|-------|-------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 248,600円 | 287,000円 | 349,000円 |
| | 高 校 卒 | 208,800円 | 256,600円 | 294,200円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 200,900円 | 239,400円 | 265,500円 |
| | 中 学 卒 | - 円 | - 円 | - 円 |

当該階層別職員数が少数であるため、各区分ごとに新卒採用された場合の標準的な給料月額を記載している。

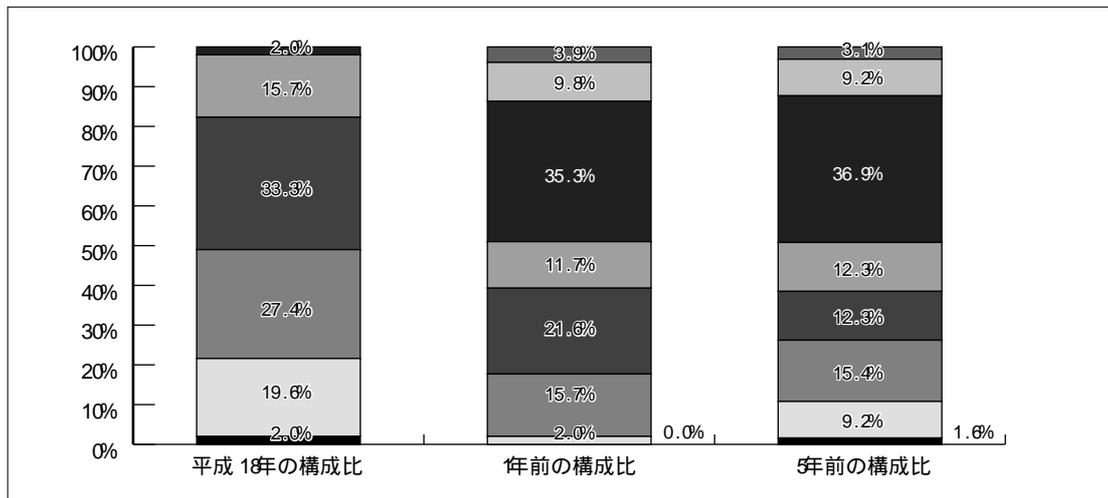
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|--|------|--------|
| 6 級 | 相当困難な業務を処理する課長の職務 | 1 人 | 2.0 % |
| 5 級 | 1 課長の職務 2 参事の職務 | 8 人 | 15.7 % |
| 4 級 | 1 課長補佐及び保育園長の職務 2 相当困難な業務を処理する係長の職務 | 17 人 | 33.3 % |
| 3 級 | 1 係長及び主査の職務 2 主任主事の職務 | 14 人 | 27.4 % |
| 2 級 | 主事の職務 | 10 人 | 19.6 % |
| 1 級 | 主事補の職務 | 1 人 | 2.0 % |



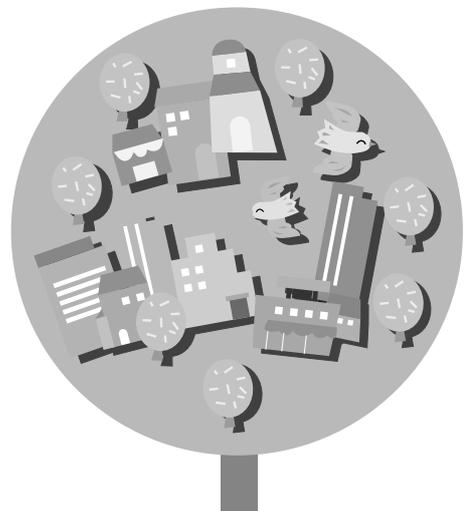
- (注) 1 吉富町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給期間短縮の状況

| 年度 | 区分 | 全職種 |
|------|----------------------------|------|
| | 職員数 | 人 |
| 17年度 | A | 79 |
| | 普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 | 人 |
| | B | 0 |
| 比率 | % | |
| | B/A | 0.0 |
| 16年度 | 職員数 | 人 |
| | A | 80 |
| | 普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 | 人 |
| B | 1 | |
| 比率 | % | |
| | B/A | 1.25 |



4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 吉 富 町 | 福 岡 県 | 国 |
|---|--|--|
| 1人当たり平均支給額(17年度) 1,485 千円 | 1人当たり平均支給額(17年度) 1,829 千円 | - |
| (17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分 | (17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.6)月分 (0.70)月分 | (17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～20% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

| 吉 富 町 | | | 国 | | |
|------------|---------------------------|---------|------------|---------------------------|---------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 | 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 | 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 | 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 |
| 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | |
| (退職時特別昇給 | なし | | (退職時特別昇給 | なし | |
| 1人当たり平均支給額 | 2,405万8千円 | | 1人当たり平均支給額 | 2,405万8千円 | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職事由にかかわらず、平成15年～平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(18年4月1日現在)

| 支給実績(17年度決算) | | | 0千円 |
|----------------------------|-----|---------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算) | | | 0円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 福岡市 | 7% | 0人 | 7% |
| 北九州市 | 3% | 0人 | 3% |
| 筑紫野市・春日市・太宰府市 | 1% | 0人 | 1% |
| 前原市・福津市・糟屋郡のうち 宇美町及び粕屋町 | 1% | 0人 | 1% |

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在) 制度なし

(5) 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|-----------|
| 支給実績(17年度決算) | 1,137万2千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(17年度決算) | 19万3千円 |
| 支給実績(16年度決算) | 98万2千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(16年度決算) | 14万2千円 |

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (17年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算) |
|-------|---|----------|------------|---------------|--------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 2人まで 各6,000円 3人目以降 各5,000円 配偶者のない者で扶養親族 1人まで 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する者で扶養親族 1人まで 6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算5,000円 | 同じ | | 千円 7,465 | 円 201,743 |
| 住居手当 | 借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円 自宅居住職員 2,500円(自宅の新築・購入から5年間に限る) | 同じ | | 千円 2,185 | 円 168,076 |
| 通勤手当 | 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等利用者 6箇月定期券等の価格により一括支給 ただし、箇月55,000円が支給限度 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を毎月支給 | 同じ | | 千円 386 | 円 27,592 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 給料月額×支給割合 課長 100分の10 参事 100分の8 課長補佐 100分の6.5 | 同じ | | 千円 6,773 | 円 338,632 |

5. 特別職の報酬等の状況 (18年4月1日現在)

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | | |
|-----------|-------------------|---|---|-----------------------------|
| | | (参考)類似団体における最高/最低額 | | |
| 給 料 収 入 役 | 市 区 町 村 長 | 738,150 円 (777,000 円) | 830,000 円 / 303,200 円 | |
| | 助 役 | 589,950 円 (621,000 円) | 650,000 円 / 360,000 円 | |
| | 収 入 役 | 553,850 円 (583,000 円) | 592,000 円 / 427,000 円 | |
| 報 酬 | 議 長 | 282,000 円 (円) | 350,000 円 / 200,000 円 | |
| | 副 議 長 | 235,000 円 (円) | 271,800 円 / 152,000 円 | |
| | 議 員 | 224,000 円 (円) | 261,000 円 / 135,500 円 | |
| 期 末 手 当 | 市 区 町 村 長 役 入 役 | (17年度支給割合) 3.0 月分 | | |
| | 議 副 議 長 員 | (17年度支給割合) 3.0 月分 | | |
| 退 職 手 当 | 市 区 町 村 長 助 収 入 役 | (算定方式) 給料月額×5.1×在職年数 給料月額×3.0×在職年数 給料月額×2.7×在職年数 | (1期の手当額) 15,850,800円 7,452,000円 6,296,400円 | (支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎 |
| | 備 考 | | | |

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

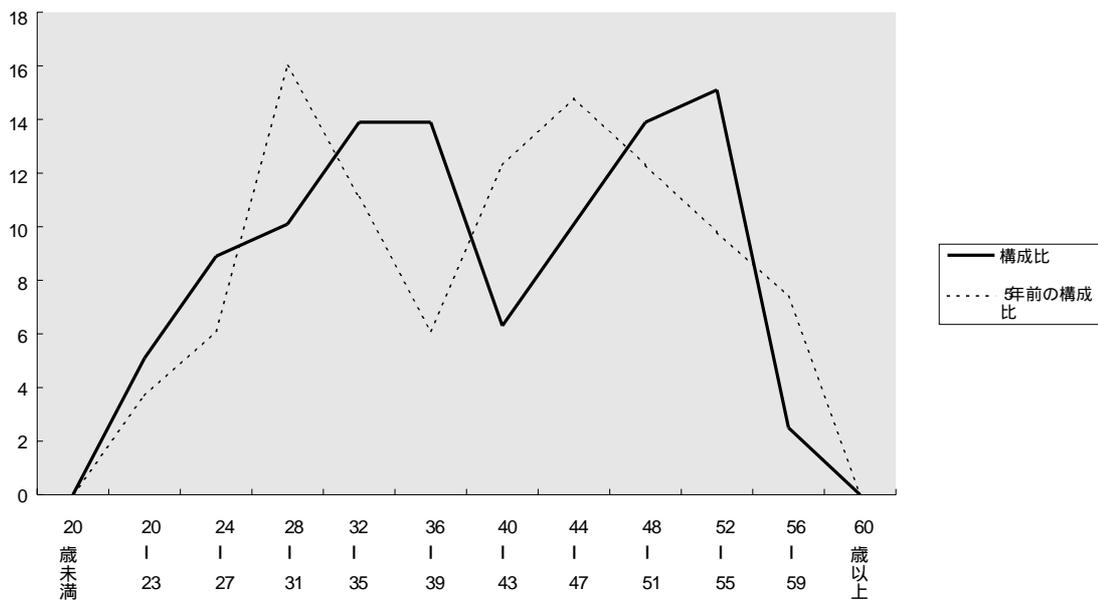
(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主な増減理由 | |
|--------|--------|--------|--------|------------|---|---------|
| | | 平成 18年 | 平成 17年 | | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 1 | 1 | 0 | 事務縮小のため |
| | | 総務 | 14 | 15 | 1 | |
| | | 税務 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 農林水産 | 5 | 5 | 0 | |
| | | 土木 | 5 | 5 | 0 | |
| | | 民生 | 17 | 17 | 0 | |
| | | 衛生 | 4 | 4 | 0 | |
| | 計 | 53 | 54 | 1 | 参考 人口1,000人当たり職員数 7.2 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.00 人) | |
| | 教育部門 | 14 | 13 | 1 | 町立幼稚園入園児増 | |
| | 小 計 | 67 | 67 | 0 | 参考 人口1,000人当たり職員数 9.1 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 12.6 人) | |
| 公営企業等 | 水道 | 4 | 4 | 0 | 福岡県介護保険広域連合豊築支部包括支援センターに新たに職員を1人派遣したため | |
| | 下水道 | 4 | 4 | 0 | | |
| | その他 | 4 | 3 | 1 | | |
| | 小 計 | 12 | 11 | 1 | | |
| 合 計 | | 79 | 78 | 1 | | |
| | | [81] | [81] | [-] | | |

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)

(例) %



| 区分 | 20歳未満 | 20歳 23歳 | 24歳 27歳 | 28歳 31歳 | 32歳 35歳 | 36歳 39歳 | 40歳 43歳 | 44歳 47歳 | 48歳 51歳 | 52歳 55歳 | 56歳 59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-----|
| 職員数 | 0人 | 4人 | 7人 | 8人 | 11人 | 11人 | 5人 | 8人 | 11人 | 12人 | 2人 | 0人 | 79人 |

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-----|-----|
| 78 人 | 79 人 | 0 人 | 0 % |

実職員数については、出向、派遣職員を含む。

(参考) 吉富町集中改革プランにおける定員管理の数値目標数・率)

| 計画期間 | | 数値目標 |
|---------|------------|------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成18年3月 | 平成22年3月31日 | 79 |

定員管理の数値目標は、条例定数目標値である。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 17年 | 18年 | 17年～18年 | (参考) 数値目標 |
|---------------|-----|--------------|--------------|------------|--------------|
| | | 計画始期 | 年 目 | 計 | |
| 一般行政 | 職員数 | | | - | |
| | 増 減 | | | (%) | |
| 教 育 | 職員数 | | | - | |
| | 増 減 | | | (%) | |
| 消 防 | 職員数 | | | - | |
| | 増 減 | | | (%) | |
| 公営企業 等 会 計 | 職員数 | | | - | |
| | 増 減 | | | (%) | |
| 計 | 職員数 | 78 (81) | 79 (81) | - | 79 (79) |
| | 増 減 | | 1 | (- 1.2%) | |

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

4 職員数の下段 () 内の数値は、条例定数数値である。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益又は実質 収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|----------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 17年度 | 138,338 | 6,243 | 28,555 | 20.6 | 20.3 |

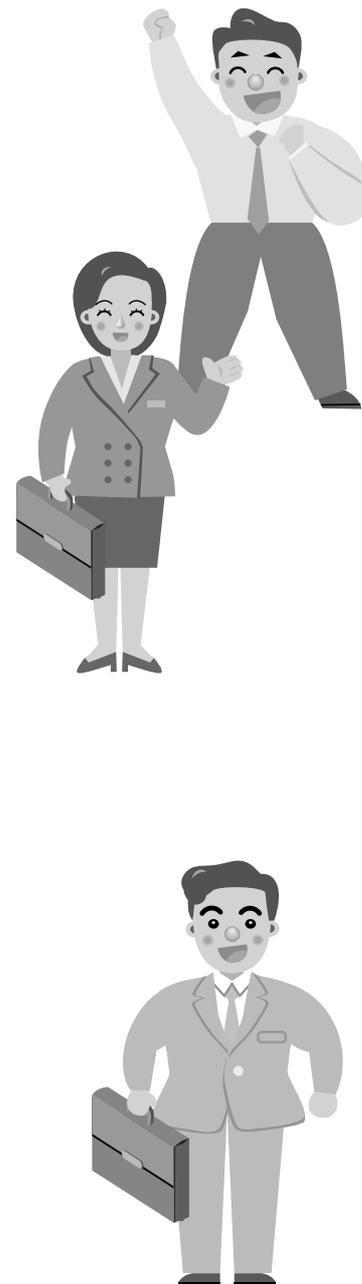
| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|--------------|-------------|-------------|--------------|---------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 17年度 | 4 人 | 千円 18,636 | 千円 2,141 | 千円 7,777 | 千円 28,554 | 千円 7,139 |

| (参考) 町村類似団体 一人当たり給与費 |
|-------------------------|
| 69万 1千円 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、17年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし



職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|-------|---------|---------|
| 吉富町水道事業 | 49.1歳 | 401,04円 | 591,87円 |
| 団 体 平 均 | 44.8歳 | 376,94円 | 577,21円 |

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 吉富町水道事業 | | 吉富町（一般行政職） | |
|---------------------|----------|---------------------|----------|
| 1人当たり平均支給額（17年度） | | 1人当たり平均支給額（17年度） | |
| 1,944 千円 | | 1,485 千円 | |
| （17年度支給割合） | | （17年度支給割合） | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 3.0 月分 | 1.45 月分 | 3.0 月分 | 1.45 月分 |
| （1.6）月分 | （0.75）月分 | （1.6）月分 | （0.75）月分 |
| （加算措置の状況） | | （加算措置の状況） | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |
| ・役職加算 5%～15% | | ・役職加算 5%～15% | |



（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

| 吉富町水道事業 | | | 吉富町（一般行政職） | | |
|------------|---------------------------|---------|------------|---------------------------|---------|
| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 | 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 | 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 | 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 |
| 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） | |
| （退職時特別昇給 | なし | | ） | | |
| 1人当たり平均支給額 | - | | 1人当たり平均支給額 | 2,405万8千円 | |

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、退職事由にかかわらず、平成15年～平成17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

| 支給実績（17年度決算） | | | 円 |
|----------------------------|-----|---------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） | | | 0 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度（支給率） |
| 福岡市 | 7% | 0人 | 7% |
| 北九州市 | 3% | 0人 | 3% |
| 筑紫野市・春日市・太宰府市 | 1% | 0人 | 1% |
| 前原市・福津市・糟屋郡のうち 宇美町及び粕屋町 | 1% | 0人 | 1% |

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在） 制度なし

オ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|--------|
| 支給実績（16年度決算） | 534 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） | 267 千円 |
| 支給実績（17年度決算） | 556 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（17年度決算） | 278 千円 |

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



カ その他の手当(18年4月1日現在)

| 手 当 名 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (17年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算) |
|-------|---|--------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 13,000円 配偶者以外 2人まで 各6,000円 3人目以降 各5,000円 配偶者のない者で扶養親族 1人まで 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する者で扶養親族 1人まで 6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算5,000円 | 同じ | | 千円 662 | 円 220,667 |
| 住居手当 | 借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高27,000円 自宅居住職員 2,500円(自宅の新築・購入から5年間に限る) | 同じ | | 千円 60 | 円 30,000 |
| 通勤手当 | 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等利用者 1ヶ月定期券等の価格により一括支給 ただし、1ヶ月55,000円が支給限度 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を毎月支給 | 同じ | | 千円 0 | 円 0 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 給料月額×支給割合 課長 100分の10 参事 100分の8 課長補佐 100分の6.5 | 同じ | | 千円 864 | 円 432,000 |

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-----|-----|
| 4 人 | 4 人 | 0 人 | 0 % |

(参考) 吉富町集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

| 計画期間 | | 数値目標 |
|---------|------------|------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成19年3月 | 平成22年3月31日 | 4 |

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照



吉富町体育協会では、平成19年度より「登録制」を導入します。

吉富町体育協会では、地域における体育・スポーツ団体及び活動状況を把握し、協会組織と事業を見直すことで、体育・スポーツ環境の充実と振興を図ることを目的として、登録制を導入します。

吉富町体育協会への登録に関する要項

- 1) 対象 一般及び少年の体育・スポーツ団体のうち、登録を希望する団体
少年体育・スポーツ団体とは、成人指導者が児童生徒を指導している団体です。
- 2) 資格 会員が5名以上の団体であること。(児童生徒のみ不可)
団体会員の半数以上が吉富町在住者であること。
団体として継続的かつ計画的に体育・スポーツ活動を行っていること。
- 3) 方法 登録申請書に必要事項を全て記入し、吉富フォーユー会館内吉富町体育協会事務局に提出してください。
なお、登録申請書は同事務局にあります。
- 4) 登録 提出された登録申請書の内容を確認のうえ、登録を決定します。
なお、結果については、後日、事務局から通知します。また、上記資格を満たしていない場合は登録することができませんので、ご了承下さい。
- 5) 受付 登録の申請は、随時、受付を行います。
- 6) 期間 登録期間は4月1日～翌3月31日とし、単年度更新とします。
- 7) 費用 入会金や年会費など登録に関する費用は、無料です。
- 8) 脱退除名 登録団体が本会を脱退するときは、本会会長に申し出るものとします。
なお、以下の行為を行った場合は除名することがあります。
本会の規約に違反する行為
本会の名誉を著しく傷付けるような行為
- 9) その他 登録団体は、次の特典があります。
・活動及び事業の助成
・公共施設を使用する際の、減免規定の適用
・公共設備の使用
ただし、本会及び役場担当課が必要と認めた場合に限りです。
ご不明な点は、吉富町体育協会事務局までお問合せ下さい。



申請 問い合わせ先
吉富フォーユー会館内吉富町体育協会事務局
TEL:22 1944/ FAX:24 5406

について

吉富町では、認可保育所 3園(吉富保育園・昭和保育園・わかば乳児保育所)で、保育に欠ける子どもさんの通常保育・延長保育・乳児保育を実施しています。これに加えて、平成 19年度から 2つの新規保育事業が始まります。

利用時間・利用料 / 利用時間・・・月曜日～土曜日(8:00～ 17:30)
(日曜日・祝日、8月 13日～ 15日、12月 29日～ 1月 3日はお休み)
利用料金・・・ 1人 1日 2,000円
(減免制度により:生活保護世帯 0円・住民税非課税世帯 500円・所得税非課税世帯 1,000円)

定 員 / 2名 受入れ体勢が整っているときは、定員を超えての利用ができます。
また、お子さんの病状により定員内でも利用できない場合があります。

お申し込み・お問合せ先 吉富町役場 健康福祉課 TEL24-1123

一時保育事業(おひさま保育)

保護者が、一時的にお子さんを家庭で保育できないときに「一時預かり保育」を行います。

こんなときに利用できます

家庭保育ができないとき・・・

- パート就労をしているとき(週 3日限度)
- 保護者の病気、出産、行事参加や冠婚葬祭(月 14日限度)
- 育児疲れ解消などでリフレッシュしたいとき(月 14日限度)

実施主体・施設 / わかば乳児保育所

利用対象者 / 生後 3か月～就学前児童(6歳になった最初の 3月 31日まで)

保 育 時 間 / 月曜日～土曜日(9:00～ 17:00) 日曜日、祝日、年末年始はお休み
時間についてはご相談ください。

保 育 料 / 0～ 2歳 1日(1,800円)・半日(900円)
3歳以上児 1日(1,600円)・半日(800円)

(1日は給食代を含む。半日で給食が必要なときは別途 200円)

申 し 込 み / 希望日 1週間前までに、わかば乳児保育所にお申込みください。
持参するもの・・・印かん、健康保険証

お申し込み・お問合せ先 わかば乳児保育所 TEL25-0967

平成 19年度 4月からの 吉富町「新規保育事業」

乳幼児健康支援一時預かり事業(病児育児)

この事業は、生後 3か月から小学校就学前までのお子さんが、病期中・病気の回復期で集団生活等が困難な場合に「一時預かり保育」を行うもので、保護者の「子育てと就労等の両立」を支援し、児童の健全な育成と資質の向上に寄与することを目的としています。

こんなときに利用できます



保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭、その他でお子さんの看病ができないとき…

かぜや消化不良症等でまだ園に行かせるのはちょっと心配。

ぜんそく等の慢性疾患や骨折等の外傷性疾患で園に行かせるのが心配。

みずぼうそう、おたふくかぜ等の回復期ではあるが、まだ登園の許可がでない。

急用で出かけなければならないが、病気のお子さんを連れていけない。

事業実施施設 / 東病院付設の 病児保育 ラビット

TEL22-2210 東病院代表)



利用対象者 / 吉富町に住む生後 3か月～就学前(6歳になった最初の3月31日まで)の児童のうち、病気又は病後で「入院治療の必要はないが、安静を必要とする状態」にあり、かつ、「保護者が家庭で保育できない」お子さんです。

利用方法 / 1 事前に役場健康福祉課に「利用登録票」を提出してください。

利用登録票は現在も受付しています。(郵送可)

2 原則として、利用の前日までに「病児保育ラビット」に予約連絡してください。

3 かかりつけ医でお子さんに診療を受けさせ、申請書(「連絡票」欄に医師が「入院の必要がない」と証明したもの)、お薬、昼食、おやつ、タオル、必要な方はおむつ等を持参し利用してください。

(利用は連続 7日間を限度とします)



かかりつけ医で処方された薬を持参するなど連携をとります

～かかりつけ医が東病院以外のお子さんも安心してご利用ください～

「連絡票」の署名時に費用負担が生じた場合は保護者負担となります。

かかりつけ医が東病院の方は「連絡票」は省略できます。

昼食は原則持参ですが、希望者は給食を実費負担で準備します。

豊前市・吉富町合併協議会が設置されました

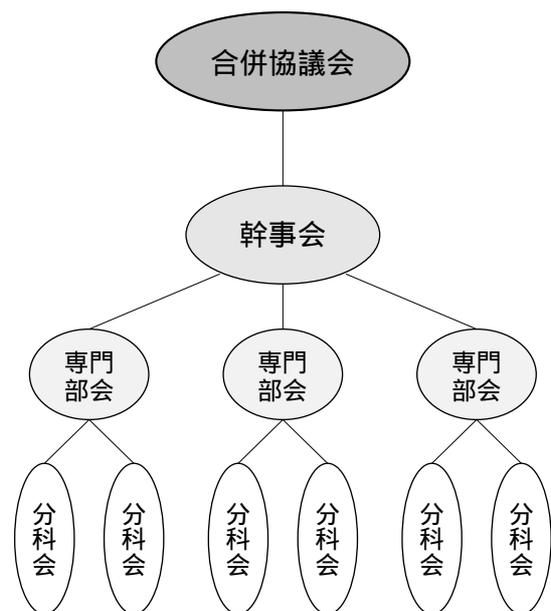
本町と豊前市との合併に関する協議を行うため、平成 19年 4月 1日に、豊前市・吉富町合併協議会が設置されました。

豊前市との合併協議につきましては、平成 17年 11月 14日に豊前市から合併協議の申し入れがあり、翌平成 18年 1月 12日に両市町の執行部による勉強会を設置して、合併についての研究をしてまいりました。平成 18年 4月には、福岡県が制定した福岡県市町村合併推進構想において、本町と豊前市が合併構想対象市町村に位置づけられました。平成 18年 12月 11日には、吉富町議会において「豊前市との合併推進に関する決議」がなされ、また、豊前市議会においても同年 12月 8日に「吉富町との合併推進に関する決議」がなされました。このような中、平成 19年 2月 26日に福岡県知事から本町及び豊前市に対し合併協議会を設けることが勧告されたため、両市町ともに 3月定例議会に合併協議会の設置についての議案を提案し、豊前市が 3月 6日、本町が 3月 9日に可決されたところです。

今後、この協議会において合併に関し様々な協議が行われていきます。協議の内容については、広報やホームページで公表いたします。また、必要に応じて、住民説明会や住民アンケート等を実施して参りますので、ご協力をお願いいたします。

合併協議会組織体系図

| 構成 | 役割 |
|--------------------------------|--|
| 合併協議会 首長、議員、学識経験者 等で組織 | <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目に係る協議 合併市町村基本計画の作成に係る協議 |
| 幹事会 副市町長 ～ 主管課長で組織 | <ul style="list-style-type: none"> 事務レベル調整の最高機関 合併協議会会議の議案調整 合併協議会運営の総合調整 各種スケジュール調整 専門部会間調整等 |
| 専門部会 担当課長で組織 | <ul style="list-style-type: none"> 現況調査表の取りまとめ 調整原案の取りまとめ 分科会間の調整進行管理等 |
| 分科会 課長～係長職で組織 ほぼ課単位ごとに構成 | <ul style="list-style-type: none"> 現況調査表の作成 調整原稿の作成 事務担当者レベルの調整等 |



「みんなで考える 地域の将来 市町村合併 (福岡県作成)」から引用

合併協議会とは

合併協議会は、合併を検討しようとする市町村が、合併すること自体の可否も含め、合併のための諸条件（合併協定項目）、合併後の市町村の将来ビジョン（合併市町村基本計画）を協議し、決定していくために設置するものです。

合併協議会の設置イコール合併ではなく、合併を行うか否かの協議をはじめ、合併に関する事項について様々な協議を行い、決定をしていくことが合併協議会の役割です。

合併協定項目の例

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 合併の方式 | (24- 4) 電算システム事業 |
| 2 合併の期日 | (24- 5) 広報広聴関係事業 |
| 3 新市町村の名称 | (24- 6) 納税関係事業 |
| 4 新市町村の事務所の位置 | (24- 7) 消防防災関係事業 |
| 5 財産の取扱い | (24- 9) 窓口業務 |
| 6 議会議員の定数及び任期の取扱い | (24- 10) 同和対策・人権教育事業 |
| 7 合併市町村の議会議員の定数 | (24- 11) 保健事業 |
| 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | (24- 12) 障がい者福祉事業 |
| 9 地方税の取扱い | (24- 13) 高齢者福祉事業 |
| 10 一般職の職員の身分の取扱い | (24- 14) 児童福祉事業 |
| 11 特別職の職員の身分の取扱い | (24- 15) 保育事業 |
| 12 条例、規則等の取扱い | (24- 16) 生活保護事業 |
| 13 組織、機構の取扱い | (24- 17) 健康づくり事業 |
| 14 一部事務組合等の取扱い | (24- 18) ごみ処理、し尿処理事業 |
| 15 使用料、手数料等の取扱い | (24- 19) 環境対策事業 |
| 16 公共的団体等の取扱い | (24- 20) 農林水産関係事業 |
| 17 補助金、交付金等の取扱い | (24- 21) 商工、観光関係事業 |
| 18 町名、字名の取扱い | (24- 22) 勤労者、消費者関係事業 |
| 19 慣行の取扱い | (24- 23) 建設関係事業 |
| 20 国民健康保険事業の取扱い | (24- 24) 上下水道事業 |
| 21 介護保険事業の取扱い | (24- 25) 公立学校（園）の通学区域 |
| 22 消防の取扱い | (24- 26) 学校教育事業 |
| 23 行政区の取扱い | (24- 27) 文化振興事業 |
| 24 各種事務事業の取扱い | (24- 28) コミュニティ事業 |
| (24- 1) 男女共同参画事業 | (24- 29) 社会教育事業 |
| (24- 2) 姉妹都市 | (24- 30) その他事業 |
| (24- 3) 地域間・国際交流 | 25 合併市町村基本計画 |
| (24- 8) 交通関係事業 | 26 その他 |

合併市町村基本計画の作成に係る協議

合併市町村基本計画は合併協議会が作成するものであり、住民や議会に合併後の市町村の将来ビジョンを示し、合併の可否について判断するための材料となるもので、いわば、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

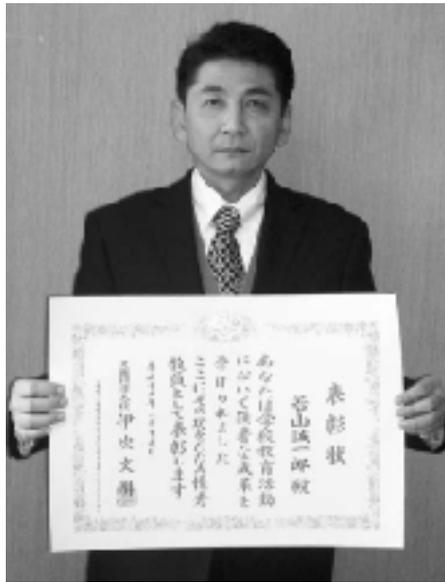
《合併市町村基本計画の主な内容》

- (1) 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- (2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
上記 (1) の基本方針を実現するための事業についてその大綱を定めるものです。なお、計画の作成、変更にあたっては、県知事との協議が必要です。
- (3) 公共的施設の総合整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画（合併後の歳入・歳出を見通したもの）

「みんなで考える 地域の将来 市町村合併（福岡県作成）」から引用

文部科学大臣から表彰状

わがまち・ふるさと
トピックス



表彰された若山先生

吉富中学校の 若山先生

京築管内から
三人が表彰！

このほど、吉富中学校の若山誠一郎先生（町内高浜）が、「学校教育活動において顕著な成果を挙げた」として伊吹文部科学大臣から表彰されました。

この表彰は、文部科学省が平成十八年度から始めた表彰制度で、学校教育において教育実践等に顕著な成果を挙げた方を優秀教員として、文部科学大臣が表彰するものです。

第一回目となる平成十八年度の表彰では、全国で七百六十五人が優秀教員として表彰されました。なお、福岡県下では三十二人が表彰され、京築管内での表彰者は三人でした。

吉富町スポーツ少年団
このほど、吉富町スポーツ少年団（本部：吉富町体育協会内）

日本体育協会 から表彰



吉富町スポーツ少年団の宇佐さん

が、平成十八年度日本体育協会日本スポーツ少年団表彰を受賞しました。

表彰の伝達式は、三月十日（土）

が、平成十八年度日本体育協会日本スポーツ少年団表彰を受賞しました。表彰の伝達式は、三月十日（土）

会長は多田明廣さん



豊前海区小型底曳網漁業者協議会会長の多田明廣さん

農林水産大臣から表彰

豊前海区小型底曳網漁業者協議会が「多年にわたり資源管理型漁業の推進を通して沿岸水産資源の維持増大に尽力した」として、松岡農林水産大臣から表彰されました。

昨年（十月二十九日）に佐賀市で開催された「第二十六回全国豊かな海づくり大会」で、豊前海区小型底曳網漁業者協議会が「多年にわたり資源管理型漁業の推進を通して沿岸水産資源の維持増大に尽力した」として、松岡農林水産大臣から表彰されました。

に福岡市で開催された平成十八年度福岡県体育協会表彰式のなかで行われ、吉富町スポーツ少年団を代表して、宇佐輝人氏（吉富少年野球クラブ監督）が出席しました。

吉富町スポーツ少年団は、少年スポーツの振興とクラブの育成を目的に、吉富少年野球クラブを登録団体として昭和五十五年四月に創設されました。

以来、吉富少年野球クラブの活躍は目覚しく、その活動と実績が高く評価されたことによる受賞となりました。

第23回京築ブロック子ども会

新年カルタ大会

二月十八日に吉富町老人福祉センターで、福岡県子ども会育成連絡会の第二十三回京築ブロック連絡協議会「新年カルタ大会」が開催されました。

吉富町からは「低学年の部」高学年の部に二チームずつが参加し、ともに一チームずつが決勝戦に進出しました。決勝戦では惜しくも敗れはしたものの、両チームとも「準優勝」という見事な結果を残しました。

なお、大会には、京築管内の各市町子ども会から「低学年の



低学年の部・準優勝
超ちびちびチーム

部」に十二チーム、「高学年の部」に十三チームが参加し、一枚の札をめぐる熱戦を展開しました。

《試合結果》

低学年の部

優勝 山田サンダー

チーム(豊前市)

準優勝 超ちびちびチーム

(吉富町・今吉)

第三位 行橋南校区子ども会

Bチーム

(行橋市)



高学年の部・準優勝
最強カルタチーム

高学年の部

優勝 山田しょぼしょぼ

チーム(豊前市)

準優勝 最強カルタチーム

(吉富町・今吉)

第三位 POP UP 水原

チーム(築上町)

法務大臣から感謝状

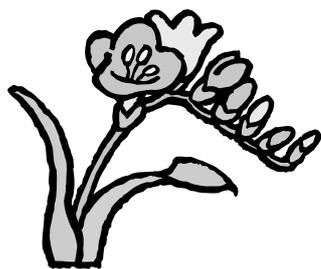
故小田健志さん

今年一月に亡くなられた、故小田健志さん(小犬丸下)が、このほど法務大臣から感謝状を授与されました。

小田さんは、平成七年二月から平成十九年一月に亡くなるま



故小田健志さん



で、十二年にわたり人権擁護委員として尽力されました。

また、行橋人権擁護委員協議会では、常務委員として活躍されました。



小田さんへの感謝状

平成18年度 自治功労表彰

このほど、平成十八年度自治功労表彰が行われ、町職員四名が自治功労者として表彰されました。

全国町村会からは、「吏員、その他の町村職員として三十年以上在職し、特に功績があった者」として三人が、福岡県町村会からは、「町村職員として二十五年以上在職し、特に功績があった者」として一人が、それぞれ表彰されました。

《全国町村会自治功労者表彰》

畑田 英文

(課長 三十年九月)

高原 敏泰

(課長補佐 三十年九月)

箕木 和美

(係長 三十年八月)

《福岡県町村会自治功労者表彰》

田中 修

(課長補佐 二十五年九月)

「よしとみ・ワッショイ・春まつり」 の出展者を募集します



対象者 吉富町内在住者
 (希望者が多い場合は、お断りする場合があります)
 募集締切 4月19日(木)
 開催日 5月13日(日)
 申込方法 出店申込書にてお申し込みください。

申込先 吉富町商工会(吉富町広津) ☎22・0228
 出展資格 前日の会場準備と当日終了後、会場撤収に参加できる者。(参加できない方は、出展できません)
 町外事業者等は、出展できません。

4月は未成年者飲酒防止 強調月間です

～お酒は二十歳になってから～

お父さん・お母さん、未成年のお子さんに
 軽い気持ちでお酒をすすめていませんか？
 未成年者のあなた、アルコール飲料を
 ジュースのように軽い気持ちで
 飲んでいませんか？

吉富町青少年育成町民会議

フォーユー会館催し物ご案内

| 日付 | 催し物 | 時間 | 入場料 |
|-----------|--|--------------------------|------|
| 4/21 土 | 第5回 中津・築上緩和医療研究会 《問い合わせ先》 中津胃腸病院 0979-24-1632 | 開場 / 13:30 開演 / 14:00 | 500円 |
| 4/29 日 | カラオケ喫茶こよみ 2周年記念発表会 《問い合わせ先》 カラオケ喫茶こよみ 0979-22-5434 | 開場 / 9:00 開演 / 9:30 | 無料 |



《奨学金の申し込み要領》
 奨学金の借入資格
 本人または保護者が本町に2年以上在住して、他の奨学金を受けていない者
 高等学校または大学に進学または在学する者で、学費に困窮している者

吉富町奨学金 奨学生を募集

平成19年度吉富町奨学金の奨学生を次の要領により募集します。

身体強健、学業優良、品行方正、志操堅実な者

申し込み期限

平成19年4月27日(金)まで

申し込み用紙

吉富フォーユー会館内、吉富町教育委員会・教務課に用意しています。

奨学金の貸付額

高等学校・高等専門学校1学年から3学年まで、専修学校高等課程(修学年限2年以上)
 一人月額: 18,000円
 短期大学・高等専門学校4学年から5学年まで、専修学校専門課程(修学年限2年以上)
 一人月額: 45,000円
 大学(4年制)
 一人月額: 45,000円

問い合わせ先

吉富町教育委員会・教務課
 ☎22・1944

会員を募集します！

吉富町文化協会

現在29のサークルがあり、また一般会員の方もいて、様々な文化を育んでいます。

みなさんも一緒に参加してみませんか？

活動内容 五月展・文化祭・現地研修会・会誌『蒼生』発行など

年会費 1,300円(研修会など、必要に応じて参加費を徴収することがあります。)

申込期限 4月13日(金)まで
年間をとおして入会の受付はしています。



申込先 吉富フォーユー会館
内 吉富町文化協会事務局
☎23・5006

吉富町文化財協議会

郷土の歴史や文化財などに関心をお持ちの方々のご参加をお待ちしています。

活動内容

郷土史や史跡の探訪 顕彰
町外研修旅行(年2回)

郷土関連の古文書勉強会

郷土史や文化財の講演会

年会費 1,500円(研修会など、必要に応じて参加費を徴収する場合があります)

申込期限 4月27日(金)までに

吉富フォーユー会館内 吉富

町文化財協議会事務局(☎23・5006)まで、会費を添えてお申し込みください。

18年度から継続して加入する方も、同様に申し込み手続きをお願いいたします。

町広報・ホームページに有料広告を募集しています

吉富町では、新たな財政収入を図るため「広報よしみ」「吉富町ホームページ」に有料広告を募集しています。町内外の団体・企業・商店などの皆様からのご応募をお待ちしています。

1)掲載規格及び掲載料金

| 項目 | 種類 | 規格 | 月額料金 |
|-----------|---------|----------------------|---------|
| 広報よしみ | 1 枠(単色) | 縦 50㉿リ × 横 175㉿リ | 10,000円 |
| | 半 枠(単色) | 縦 50㉿リ × 横 87.5㉿リ | 5,000円 |
| 吉富町ホームページ | バナー広告 | 縦 40ピクセル × 横 180ピクセル | 5,000円 |

2)掲載の申込み

掲載を希望する月の6月前から40日前の期間に、広告掲載申込書により、広報よしみへの掲載申込みは教育委員会(吉富フォーユー会館内)へ、吉富町ホームページへの掲載申込みは企画財政課(役場2階)へ提出してください。

広告の内容やデザインは申込者で作成していただき、記録媒体により提出してもらいます。

掲載申込書の内容を審査して掲載の可否を決定します。

掲載が決定したら、掲載する月の20日前までに掲載料金を納入していただきます。

3)掲載できない広告

町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの

公共の秩序と善良の風俗に反するおそれのあるもの

政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

その他掲載する広告として適当でないと認められるもの



うぐいすロード
冷水道路

期間限定
料金割引試行

平成19年

3/1(木)0時~8/31(金)24時

一部区間
終日無料!

一部区間 (朝日東~溝の下)

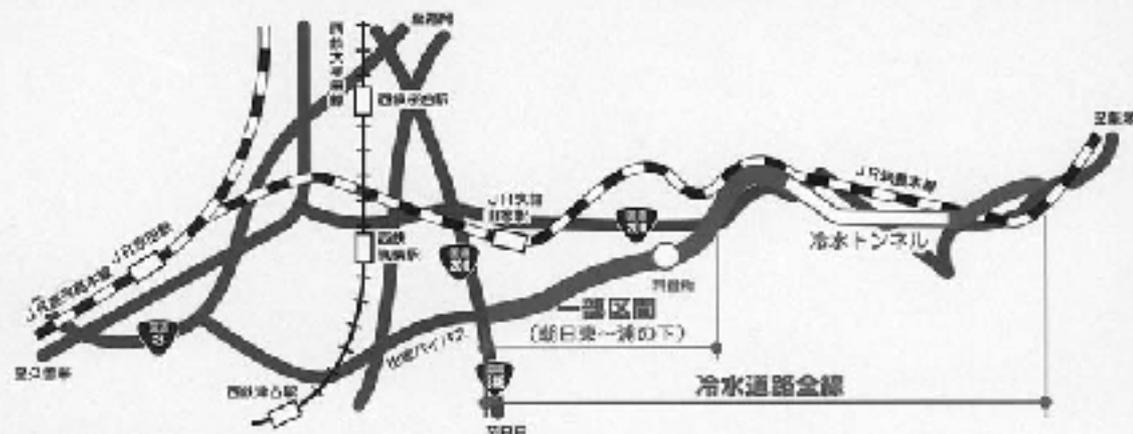
| 通行料金 | 試行 |
|----------------------|----------|
| 8:30~22:00 普通 : 100円 | 終日 無料 |
| 大型 I : 100円 | |
| 大型 II : 100円 | |
| 22:00~8:30 無料 | |

全線料金
大幅割引!

全線

| 通行料金 | 試行 |
|----------------|-----------|
| 普通 : 400円 | 軽自動車 150円 |
| | 普通車 200円 |
| | 中型車 200円 |
| 大型 I : 500円 | 大型車 300円 |
| 大型 II : 1,000円 | 特大車 550円 |

※割引適用=0.車種区分は前述通り7000円車種区分(0.車種区分)の扱いです。



■試行についてのお問い合わせ先

冷水道路有効活用試行協議会

事務局：沼津県土木部 高速道路対策室 TEL：(062) 843-3882 FAX：(062) 643-3883
沼津県道路公社 沼津支店 TEL：(062) 641-0122 FAX：(062) 641-0202

●回数券の取扱いについて

- 試行の料金に準じた回数券を発売します。ただし、割引はありません。
- 発行回数券の払い戻しは、次の2か所のみで行います。
 - ・冷水道路料金事務室(受付時間：7：00~17：00) 当戻額が3万円以上の場合は、口座振込とさせていただきます。
 - ・沼津県道路公社(受付時間：平日9：00~17：00) 口座振込のみとし、郵送でも受け付けます。
- 試行期間中も発行回数券は利用できますが、返額を返すことはできませんのであらかじめご了承ください。

■車種区分、回数券についてのお問い合わせ先 冷水道路料金室 TEL：(062) 926-4571 沼津県道路公社 TEL：(062) 641-0108

弁護士による無料法律相談(昼間・夜間)



福岡県母子寡婦福祉連合会では、昼間に毎月1回、夜間に毎月2回、下記日程のとおり母子家庭、寡婦、父子家庭の相談者に無料法律相談を実施しています。

《場 所》

春日市原町3丁目 番 号 クローバープラザ6階
社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会事務局内

| 日 程 | 時 間 |
|-----------------|--------------|
| 平成19年 5月 8日(火) | 18:30~ 20:30 |
| 平成19年 5月 15日(火) | 13:00~ 15:00 |
| 平成19年 5月 22日(火) | 18:30~ 20:30 |
| 平成19年 6月 12日(火) | 18:30~ 20:30 |
| 平成19年 6月 19日(火) | 13:00~ 15:00 |
| 平成19年 6月 26日(火) | 18:30~ 20:30 |
| 平成19年 7月 3日(火) | 13:00~ 15:00 |
| 平成19年 7月 10日(火) | 18:30~ 20:30 |
| 平成19年 7月 24日(火) | 18:30~ 20:30 |

相談希望者は、相談日前日までに福岡県母子寡婦福祉連合会に予約をしてください。なお、申し込みされた後で変更が生じた場合は、早急にご連絡をお願いします。

(先着順受付 1日4人、1人当たり相談時間は30分とします。)

《予約先》

☎ 092- 584- 3922

(平日 9:00~ 17:00)

介護サービスの事業所選びを支援します！

平成18年4月から、介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みとして「介護サービス情報の公表」が始まりました。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設(平成19年度から訪問リハビリ、通所リハビリ、介護療養型医療施設が追加)について、インターネットでいつでも誰でも自由に情報を入手できます。

ぜひご利用ください。

《連絡先》

〒816 0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

福岡県介護サービス情報公表センター <http://www.fsw.or.jp/kohyo/top.html>

TEL 092-584-3600 FAX 092-584-3605



福岡県 警察官募集

豊前警察署

お知らせ

福岡県警察では、平成十九年度は年二回に分けて警察官を募集します。それぞれの試験日程等は、次のとおりです。

《第1回試験》

採用予定人員

警察官A (男性・大卒程度) 約260人

警察官A (女性・大卒程度) 約18人

警察官A

(武道指導・大卒程度) 約5人

警察官C (経済・語学・情報工学) 約18人

受付期間 4月2日～23日

第1次試験日 1日目：5月13日

2日目：5月下旬～6月上旬

武道指導は1日目のみ

《第2回試験》

採用予定人員

警察官A (男性・大卒程度) 約140人

警察官B (男性・高卒程度) 約180人

警察官B (女性・高卒程度) 約9人

受付期間 7月30日～8月20日

第1次試験日 1日目：9月16日

2日目：9月下旬～10月上旬

第1次試験で教養試験等(1

平成19年 福岡県 保育士試験のご案内

試験日

筆記試験：平成19年8月7日(火)・8日(水)

実技試験：平成19年10月14日(日)

保育士試験の手引き(受験申請書)の請求

平成19年3月27日(火)～4月27日(金)までに、返信用封筒(角形2号、A版が入る大きさ)に140円切手を貼り、あて先を明記したものを別封筒に入れて「保育士試験の手引き請求」と朱書きし送付してください。当日消印有効

受験申請書の受付期間

平成19年3月27日(火)～5月11日(金)

当日消印有効

保育士試験の手引きの請求先、受験申請書の提出先
〒171-0033

東京都豊島区高田3-19-10

明治安田生命高田馬場第2ビル6階

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

問い合わせ先

保育士試験事務センター

フリーダイヤル 0120-4194-82

ホームページ

<http://www.hoyokyo.or.jp>

Eメール

shiker@hoyokyo.or.jp

休日相談医案内

| 月・日 | 病名 | 地区 | 休日 | 祝日 | 曜日 |
|------|---------------|---------------|-----|-------------|------------------------|
| 4・1 | 豊前病院 | 久路土 | 赤熊 | 豊前市 | 豊築休日急患センター ☎82・8820 |
| 4・8 | みぞくち泌尿器科クリニック | 恒富 | 下池永 | サントマリア脳神経外科 | 歯科 (9時～17時30分) |
| 4・15 | 西郡医院 | 内尾整形外科 | 上宮永 | 赤熊 | 内科・小児科 (9時～翌日6時) |
| 4・22 | 小宮内科 | くろつち整形外科クリニック | 赤熊 | 4・22 | 4・22 |
| 4・29 | 田縁クリニック | 中央 | 中央 | 里見 | 南外 |
| 4・30 | 久持医院 | 重岡胃腸科外科医院 | 三毛門 | 丸山 | 大堀脳神経クリニック |
| 4・15 | 西郡医院 | 内尾整形外科 | 上宮永 | 赤熊 | 豊田 |

工事入札結果

山王住宅西側跡地造成工事

工事金額

三百二十万二千五百円

有限会社 尾田建設

日目)と体力検査等(2日目)を実施します。警察官A(武道指導)は教養試験と体力検査等を1日のみで実施します。

問い合わせ先 福岡県警察本部

警務課採用センター

☎092・622・0700

特産品プレゼント

京築の特産品を各市町から抽選でプレゼントします！

お気に入りの商品があれば官製はがきの裏に住所氏名電話番号を明記して特産品のある市町に応募してください。
なお、当選者の発表は賞品の発送をもつてかえさせていただきます。

■申込先 4月30日まで



京築地区広報連絡協議会
刈田 行橋 築上 みやこ 吉富 上毛 豊前

刈田町

KANDA

■プレゼント名

紫芋焼酎「美夜古紫」

..... 1本

★抽選で5名の方に



※未成年の方の応募はご遠慮下さい。

■申込先
〒800-0392
刈田町役場 広報
「プレゼント係」宛

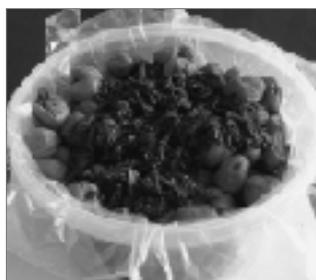
築上町

CHIKUYO

■プレゼント名

「学問の神様の梅
満願梅干(減塩)」

★抽選で3名の方に



■申込先
〒829-0392
築上町役場総務課
「プレゼント係」宛

上毛町

KOGE

■プレゼント名

道の駅しんよとみ
「とらふアイス」詰め合わせ

★抽選で4名の方に



■申込先
〒871-0992
上毛町役場企画情報課
「プレゼント係」宛

吉富町

YOSHITOMI

■プレゼント名

香り豊かな自然の恵み、
「山国川の青のり」

★抽選で3名の方に



■申込先
〒871-0811
築上郡吉富町大字広津413-1
吉富フォーユー会館「プレゼント係」宛

みやこ町

MIYAKO

■プレゼント名

「手作りハム・
ワインナーセット」

★抽選で5名の方に



■申込先
〒824-0821
みやこ町役場企画調整課
「プレゼント係」宛

豊前市

BUZEN

■プレゼント名

「求菩提温泉 ト仙の郷」
ペア宿泊券

★抽選で1名の方に



■申込先
〒828-8501
豊前市役所市政活性課
「プレゼント係」宛

行橋市

YUKUHASHI

■プレゼント名

甘くてさわやかな香り
「イチジクワイン」.....1本

★抽選で2名の方に



※未成年の方の応募はご遠慮下さい。

■申込先
〒824-8601
行橋市役所総合政策課
「プレゼント係」宛

青富文芸

短歌

寒中の山国川の下流にて青海苔
を取りをりタライに乗りて

岡 紀子

御正忌の法話ききつつ咳するに
若い同行がアメ玉くるる

太田 鶴子

春つららガラス戸の向かうに甲
斐がひしく働く主婦のシルエツ
ト見ゆ

太田 延子

里の野辺河川工事になくなりし
土手の柳よ流れの芹よ

大澤 忠義

天仰ぎ茶色一際光りあるメタセ
コイヤの真直ぐなる幹

尾坐 新子

昇る陽に紅く染まりし浮き雲の
動くともなく流れゆくかな

高原 猛



七十を過ぎて老化は免れず「入
浴の仕方」讀みて切り抜く

向野 朝香

亡母の居て子等もにぎはひ住み
し家生れ変りぬ他人の住まひて

渡辺多恵子

箭山領のくつきり見ゆる冬日和
久びさにして庭に陽を浴ぶ

池田 稔江

冬陽さす葦のかたへに二羽の鴨
水面ゆらして今飛び立ちぬ

石井真理子

瑞々と蜜柑の花は香りたち山畑
捨てし人らは何処

馬渡 築川

俳句

亡き父の軍服姿紀元節

田中 収

鶯を遠く近くに露天風呂

猫田加代子

揚雲雀真澄の空のいづことも

丸谷 清子

向き向きに波に乗りたる流し雛

奥家トシ子

由布岳を一抱えして湯あみかな

矢頭ミキ子

体ごと話す少女やスイートピー
山本美津子

面とれば子供神楽のつづらな眼
広田千代子

留守電にまかせて春の畑仕事
山口てる代

春の水波そつそつと堰をこす
中石キ又エ

国分寺の鶯ゆるびし臥龍梅
渡辺くみ女

川柳

花一杯わが家の庭も春が満ち

春四月老人力も動きだし

夕食に猫三匹のお相伴

飲める口花見の酒にエビス顔

老いてなお二人三脚いつまでも

よく動く人だが少し非常識

暖冬で旅行プラン練り直し

ラジオより春の足音聴かされる

立ち日には必ずお供え桜餅

真夜中の間違い電話腹が立ち

馬渡 築川

自衛官募集

福岡地本築城地域事務所

次のとおり、自衛官を募集し
ます。

《2等陸海空士》

応募資格 18歳以上27歳未満
の男子

採用試験 5月12日(土)
(会場は城野分屯地)

入隊 平成19年7月下旬
初任給 157,500円
(衣食住の負担なし)

《幹部候補生》

応募資格 26歳未満の男女
採用試験 5月19日(土)

(会場は福岡経済大学)

問い合わせ先
福岡地本築城地域事務所

☎0930・56・1150



平成 19年度 「アルコール家族教室」へのご案内

【実施主体：福岡県京築保健福祉環境事務所】

「アルコール依存症」という病気のことや対応の仕方について学んだり、家族同士の交流の場として月に1回開催しますので、お気軽にご参加ください。

開催予定日は、下記のとおりです。都合で開催日が変更することもありますので、参加のご希望があれば、事前に当所までご連絡ください。(事前予約)

開催日時及び内容 第3水曜日 14時～16時

| 日 時 | テーマ |
|---------------|---------------------|
| 平成 19年 4月 18日 | アルコール依存症とは |
| 5月 16日 | アルコール依存症者の心理 |
| 6月 20日 | アルコール依存症からの回復 |
| 7月 18日 | アルコール依存症者の家族の心理 |
| 8月 15日 | アルコール依存症者の家族の対応 |
| 9月 19日 | アディクション(嗜癖・依存症)について |

助言者:

アルコール専門医療機関の精神保健福祉士

開催場所:

福岡県京築保健福祉環境事務所
相談室
行橋市中央1丁目2-1

対 象:

アルコール問題を抱える家族等

その他にも、京築保健福祉環境事務所では、定期的に右記の相談を実施しています。いつでも、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ / 事前予約先】

福岡県京築保健福祉環境事務所
保健福祉課 障害者福祉係
☎ 0930- 23- 2966

【こころの健康相談・行橋】

予約制

日時 / 毎月第2 第4水曜日
13:30~

場所 / 京築保健福祉環境事務所

【こころの健康相談・豊前】

予約制

日時 / 偶数月第2木曜日
奇数月第2月曜日
14:00~

場所 / 豊前市総合福祉センター

【思春期相談】

予約制

日時 / 毎月第3木曜日
13:30~

場所 / 京築保健福祉環境事務所

慶 弔

【お誕生おめでとう】

瀬口 祐哉

徠覇ちゃん (幸子上)

【ご冥福をお祈りします】

山本喜美子様 74歳 (喜連島下)

野依ミツル様 97歳 (和井田)

中屋敷田鶴子様

汐田ヒデ子様 86歳 (高浜)

田中 ヤマ様 75歳 (界木)

香典返しお礼

【吉富町社会福祉協議会へ】

若山百合子様 (高浜)

澤田 広明様 (大阪府吹田市)

野依 洋一様 (和井田)

汐田 秋秀様 (高浜)

【吉富町寿会連合会へ】

澤田 広明様 (大阪府吹田市)

野依 洋一様 (和井田)

(3月13日受付分まで)

Happy Birthday

歳のお誕生日おめでとう!



あいあいセンター 便り



(H18年4月14日生) 矢頭 和真ちゃん 男 (和井田)



(H18年4月17日生) 梅津 奈優ちゃん 女 (小犬丸上)

大切な
お知らせ

ポリオ生ワクチン投与のお知らせ

「ポリオ」は、別名「小児マヒ」とも呼ばれ、生命をとりとめてもウイルスが脊髄に達して、手や足にマヒが残るとい病気です。しかし、ワクチン投与によって大部分を防ぐことができます。予防のために飲んで免疫をつけておきましょう。



日時：4月18日(水) 2時~2時30分
場所：吉富あいあいセンター
該当児：生後3~18ヶ月(90ヶ月まで可)
接種回数：2回 1回目と2回目の間が離れていても、必ず2回飲みましょう。(次回は10月に予定しています)
母子手帳・予診票を持参してください。

注意事項 ・下痢をしていたら受けられません。
・ワクチンを飲むと、4週間他の予防接種ができませんので、今月実施の三種混合、BCG麻しん風しん混合予防接種は受けられません。

お問合せ先 吉富あいあいセンター ☎ 23-9900

個別予防接種日程表

| 医療機関 | 三種混合 | 麻しん風しん混合(MR) |
|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 唐原内科クリニック ☎ 22-0782 | 9(月)・10(火) 11(水)・13(金) | 23(月)・24(火) 25(水)・27(金) |
| | 13:30~14:00 17:00~18:00 | |
| 東病院 ☎ 22-2219 | 10(火)・11(水) 13(金) | 24(火)・25(水) 27(金) |
| | 14:00~17:00 | |
| よしみ整形外科リウマチ科クリニック ☎ 25-2225 | 9(月)・10(火) 12(木)・13(金) | 23(月)・24(火) 26(木)・27(金) |
| | 14:00~18:00 | |
| 中山内科医院 ☎ 23-5623 | 9(月)・11(水) 13(金) | 23(月)・25(水) 27(金) |
| | 15:00~17:30 | |
| さやの小児科医院 ☎ 24-4152 | 9(月)・11(水) 12(木)・13(金)・14 | 23(月)・25(水) 26(木)・27(金)・28 |
| | 14:00~15:00 | |

予防接種の対象年齢等は、別紙の『保存版 乳幼児の予防接種 健診日程表』をご覧ください。

お問合せ先 吉富あいあいセンター ☎ 23-9900



4/1 14時~14時15分 火 BCG接種 あいあいセンター
4/1 10時~12時 月 健康相談 あいあいセンター
4/1 10時~12時 木 赤ちゃん広場 あいあいセンター
4/9 10時~12時 月 健康相談 あいあいセンター
4/2 10時~12時 月 健康相談 あいあいセンター

4/2 10時~12時 木 赤ちゃん広場 あいあいセンター
4/2 13時30分~14時30分 水 3歳児健診(3歳児・3歳2カ月) あいあいセンター
4/2 10時~12時 月 介護家族健康相談 あいあいセンター
4/1 14時~14時30分 水 ポリオ生ワクチン投与 あいあいセンター

あいあいセンター

今月の健康案内

35ページに「平成19年度アルコール家族教室へのご案内」の記事を掲載しています。



地球に優しい植物性インク(大豆インク)を使っています。